

## 京都市中京区民まちづくり支援事業審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第26条に規定する委員会として、京都市中京区民まちづくり支援事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

### (委員の任期)

第3条 条例第28条第1項に規定する市長が定める期間は、2年とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

### (招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、中京区長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、中京区役所において行う。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 中京区民まちづくり支援事業審査委員会設置要綱(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく中京区民まちづくり支援事業審査委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)に委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての残任期間とする。

4 第4条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に旧委員会の委員長である者は、施行日に委員会の委員長として指名されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。